

**会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表**

新		旧	
<p>(社内記録の作成及び保存等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 会員は、前項のほか、インターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要なものとして本所が定める情報を本所が定めるところにより取得し、保存するものとする。</u></p>		<p>(社内記録の作成、保存)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(新設)</p>	
付 則			
<p>この改正規定は、平成24年1月1日から施行する。</p>			
<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>		<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>	
	銘柄		顧客
1 ~ 4	(略)	(略)	(略)
5	当該会員が重要事実等の公表前に売買を行った銘柄	特定の銘柄について、重要事実等の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客	特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客
6 ・ 7	(略)	(略)	(略)

(注) 1. (略)

2. 上記5に規定する重要事実等とは、  
法第166条第1項に規定する重要事  
実及び法第167条第3項に規定する  
公開買付け等事実をいう。

3. (略)

4. (略)

(注) 1. (略)

(新設)

2. (略)

3. (略)